

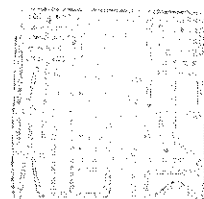
# 資料 2

「災害拠点精神科病院の指定について」

疾対第704号  
令和2年2月10日

奈良県医療審議会  
会長 細井 裕司 様

奈良県知事 荒井 正吾



### 災害拠点精神科病院の指定について

このことについて、下記の病院に対して、「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年6月20日付け医政発0620第8号厚生労働省医政局長通知/障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「災害拠点精神科病院指定要件」に基づき災害拠点精神科病院の指定を行うにあたり、医療審議会の意見を求めます。

#### 記

1. 開設者	公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司
2. 病院の名称	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院
3. 病院の所在地	奈良県橿原市四条町840

## 奈良県立医科大学附属病院の災害拠点精神科病院の指定について

### 1. 災害拠点精神科病院

災害発生時に、精神科医療の必要な患者の受け入れ及び搬出、医療物資等の移送を災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して行うことが可能な体制を有し、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の受け入れ拠点になるとともに、災害派遣精神科医療チーム（DPAT）の派遣機能、地域医療機関への支援機能を有する病院。

### 2. 奈良県の状況

「災害拠点精神科病院」は、各都道府県内に少なくとも1カ所以上整備することが必要【「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年6月20日付け医政発0620第8号厚生労働省医政局長通知/障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）】とされている。

県内における災害拠点精神科病院の指定は0医療機関であることから、早期に指定を行う必要がある。

### 3. 奈良県立医科大学附属病院の状況

奈良県立医科大学附属病院は、先に災害拠点病院（基幹型）の指定を受けており、耐震構造や災害時医療設備等の施設基準、災害時の患者の受け入れ及び搬送の体制等については、災害拠点病院の要件に準拠している災害拠点精神科病院の要件についても満たすものとする。

また、

- ・ DPATを保有している（県内でDPATを保有しているは医大、やまと精神医療センターのみ）
- ・ DPAT統括者研修を受けた医師がいる
- ・ DMATを保有し、DPATと連携がとりやすい
- ・ 地域医師会・日本赤十字等の医療関係団体とともに、定期的な研修を行っている

といった特徴があり、災害拠点精神科病院としての優位性がある。

### 4. 諮問について

公立大学法人奈良県立医科大学より、奈良県立医科大学附属病院の指定申請があり、指定要件を満たすため、災害拠点精神科病院の指定について諮問する。